

西宮市社会福祉審議会

令和5年度第1回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和5年4月27日（木） 社会福祉審議会総会終了後（午後3時38分～）

□開催場所 西宮市議会 5号委員会室（市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

- ・委員：才村会長、曾田副会長、北岡委員、上月委員、澁谷委員、瀧野委員
福井委員
〔欠席〕梶委員
- ・事務局：伊藤こども支援局長、小島子供支援総括室長
岡田子供支援総務課担当課長（計画推進）
塚本子供支援総務課担当課長（幼保連携推進）、緒方子育て支援部長
三柘子供家庭支援課長、山本子育て事業部長、大神こども未来部長
新田子育て総合センター所長、水川参与（児童政策担当）
園田保健所副所長、浦岡地域保健課長
中東地域保健課担当課長（北口・鳴尾保健福祉センター）
漁教育次長、岡崎学校支援部長、河内学校改革課長、杉田学校教育部長

会議次第

議事

- （1）専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選出
- （2）第2期西宮市子ども・子育て支援プランの策定について

報告

- （1）こども家庭センター、児童相談所の設置について
- （2）西宮市幼児教育・保育のあり方について

会議概要

〔午後 3 時38分 開会〕

議事 (1) 専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選出

- ・西宮市社会福祉審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により、才村委員が会長に就任することとなった。
- ・西宮市社会福祉審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長の指名により、曾田委員が会長職務代理者に就任することとなった。

議事 (2) 第2期西宮市子ども・子育て支援プランの策定について

○会 長 2ページに施策体系として重点施策1～8があります。この分科会が担当するのは重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」と重点施策7「児童虐待防止対策の充実」の2つになっていまして、それ以外は子ども・子育て会議で審議されることになっています。重点施策はお互いに関係していますので、この計画を策定するにあたって、子ども・子育て会議との整合に向けた調整が必要ではないかと思えます。そのあたりについて事務局のお考えがあればご教示いただきたいと思えます。

○事務局 当分科会のご審議の中でいただいた意見や、他の重点施策分野の施策に対してのお考えやご意見などは、子ども・子育て会議にきちんと報告しますし、逆に子ども・子育て会議で出た意見についても当分科会で報告することを考えています。

○会 長 分かりました。安心しました。

報告 (1) こども家庭センター、児童相談所の設置について

○委 員 報告事項1が「こども家庭センター、児童相談所の設置について」となっているのですが、私どもも「こども家庭センター」という名称ですから、非常にややこしいと思えます。既に県庁から通知が来ていると思えますが、県のほうは、平成17年4月から「こども家庭センター」という名称を使っていて、現在は既に定着していると考えており、知事協議も行いまして、基本的にこの名前は変更しないという方向性を出しました。県内の一部の市の状況を聞きますと、検討中のところが圧倒的多数ですが、西宮市におけるこの名称の検討状況はいかがでしょう。

○事務局 本市も検討中としかお答えできないのですが、やはり「こども家庭センター」といえば県の児童相談所として定着しています。この名前をつけなければいけないという決まりはないようですので、とにかく市民の皆さんが混乱しないようにしたいとは考えています。

○委 員 1番目のこども家庭センターの設置についてお聞きします。

これは、国が示されて、妊産婦からずっと支援を受けられるもので、市民にとっては

非常に心強い子育て施策だと思っています。今の説明ですと、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターのドッキング、プラスアルファみたいな形で、ただ、拠点としては施設的に構えるという感じではなく、総合的に支援の連携をするというイメージでよいのでしょうか。

○事務局 新しい建物については物理的になかなか難しい点もありますので、機能面の統合というか、切れ目なく支援ができる体制をまず整えるところからだと考えています。

○委員 その中身のプラスアルファの部分で、市の特性というか、ここは特に重点的に力を入れていきたいと考えているところはありますか。

○事務局 こども家庭センターの主な目的としては、今まで別々で動いていた児童福祉分野の職員と母子保健分野の職員がしっかりと連携することにあります。ガイドラインはまだ出ていないのですが、過去の国の説明を見ますと、母子保健と児童福祉の両方に十分な知識を持った統括支援員という職員を必ず置くことになっていまして、その者が中心となって、支援プランの作成や人の配置や支援のあり方を検討していくこととなりますので、そのあたりが今までと違う部分と考えています。

○会長 子ども家庭総合支援拠点は本庁でされていて、子育て世代包括支援センターは保健福祉センターでされているのですね。機能面での統合ですから、ハード面では従来どおり、一方では本庁、一方では保健福祉センターでも、それを一つの組織としてみなすこともあり得るのでしょうか。

○事務局 まだどこの建物をこども家庭センターと称するかについては検討中ですが、当然、本庁でも保健福祉センターでも、児童福祉に関する相談であっても母子保健の相談であっても受けられるという状況は整えていきたいと思っています。

○委員 具体的に言うと、妊産婦からつながって、そこから要保護児童のケースが出てきたときに、ケースがそのままきちんと引き継がれるようなことを想像しています。統括支援員がいらっしゃるので、一旦母子保健のところで切れて、また違う人が関わるといっているのではなく、ずっと継続して見ていただける、リスクの高い子育て家庭が支えられている感がずっとあるというイメージを持てばよいでしょうか。

○事務局 引き継ぐというよりは、もっと最初の段階から一緒に動くことが今まで以上に可能になるというイメージです。

○委員 それは、私としては非常によいと思います。

○会長 制度の趣旨からすると、できればハード面というか、たらい回しを防ぐという意味では、一つのところで統合されたサービスが受けられるのが理想的なのですが、そのことも視野に入れて検討いただくということによろしいですか。

○事務局 ご指摘のとおりだと考えています。先ほど申し上げた統括支援員が児童福祉と母子保健の両方の職員にしっかりと指揮命令系統を持つこととなりますので、その者が中心になって早い段階から双方が協力して動くイメージだと思っています。

○委員 そういうこども家庭センターをつくりながら、次に児童相談所の設置を見込まれています。すごいハードスケジュールというか、途方もないプランニングが必要だと思っています。実際に尼崎市では令和8年度に開所と聞いていますが、西宮市ではまだそのあたりのスケジュール的なことは具体的には出ていないのですか。

○事務局 今後のスケジュールについても今年度に検討していくことにしていまして、

具体的なものについてはまだ決まっていない状況です。

○会 長 まだ雲をつかむような段階のようです。いずれにしても、課題のところでも掲げられているように、やはり人材確保が本当に深刻な問題で、各都道府県でも取り合いの状態になっています。ですから、具体的な方向性を早く出していかないと、器はつくっても成り手が来ないのでは話になりませんので、くれぐれもできるだけ早期に具体的な方向性を示していただいて、あわせて、人材の確保方策も常に念頭に置いて、人材の確保と養成を計画的に整備していただくことが必要だと思えます。ぜひよろしく願います。

○委 員 児童相談所について2点確認したいです。1点目は課題とされている部分について、あとは里親についてです。

まず、課題のほうです。整備をする前提で、スケジュール感や規模については今のところ特に決まったことはないという話はあったのですが、とはいえ、職員数が大体どのぐらいになると想定されているのか、その雇用形態は正規なのか非正規なのか、要は職員の定数に関係するのかが知りたいです。

あと、書いてあるとおり、当然多額の財源を要するという課題がありますが、その財源は規模としてどのぐらいの金額になるのか。また、県から業務として移譲されてくるという言い方もできると思いますが、その財源の確保についての考え方はどのようになっているのか。そのあたりについてお聞きしたいです。

○事務局 まず、職員数ですが、現在のところやはり決まっていない状況です。ただ、児童相談所の運営指針の中で、管轄区域の人口3万人当たり1人以上の児童福祉司の配置や、児童福祉司2人に対して1人以上の児童心理司を配置しなければいけないという基準が定められていまして、既に児童相談所を設置している中核市を見ますと、おおむね70人から80人程度の職員を配置しているようです。具体的な数字については、今後県とも協議しながら決めていきたいと考えています。

その雇用形態についても、各地の事例を見ますとかなりばらつきがあります。全てが正規職員というところはほとんどなく、会計年度任用職員で賄っているところもありますので、そのあたりのバランスについても今後の検討課題だと思っています。

財源については、児童相談所になりますと、施設入所している子供の措置費の支払いも発生してきます。どれぐらいの財政規模になるのかについては今の段階では分からない状況ですので、これも県に確認をとりながら検討を進めていくことになると思います。

○委 員 財政規模についてはおおむね未定とのことでしたが、これは県からお金が下りてくるのですか、独自に新たに市として負担しなければいけない部分が多くなっていくのですか。まずそこを確認したいです。

○事務局 詳しくは分からないのですが、県からお金が下りてくるということはないと思っています、恐らく交付税措置をされるのではないかと考えています。

○委 員 交付税措置は基本的には全額負担だと思っています。要は、市としてこれまでに加えて新たな負担が発生することが前提なのか、もしくはその負担のことは考えなくてよいのかを知りたいのです。

○事務局 そのあたりについても、今の段階では分からない状況です。なるべく早く研究を進めてご報告させていただきたいと思っています。

○委員 それは無責任過ぎると思います。具体的な規模が分からないとか、それについては何とも言いかねるというのは仕方がない。今の段階では検討段階だから分からないと思います。基本的にかかってくる金額が全く想定できない、少なくとも交付税措置は一部されるのでしょうか、それが一部なのか全部なのか半分ぐらいなのか分からない、それは制度の話でしょう。この段階でそこが全く分からないというのは説明する側としてあまりにも無責任過ぎると思っています。そのことは指摘しておきます。

職員の数についても、おおむね70～80人という話がありました。西宮市では過去においても、職員の定数をどうしていくのか、それほど簡単に増やすことはできない、ただでさえ人件費が他の市に比べて非常に多いのにと話はずっとあったわけです。この話については担当課の話ではないと思いますので、全体としてどのように考えておられるのですか。

○事務局 まず、職員の確保については、所管の部署としては、児童相談所として一時保護所を持つのか持たないのか、その規模等によっても必要となる職員数は変わってきますので、そういったものをまずはしっかりと固めて、その上でどういった形で人材の確保をしていくかについて、全庁的な課題として庁内で検討していくことになると思っています。

財政規模の話について補足しますと、何人の職員が必要になるのか、それも正規でどれぐらいの割合を賄う必要があるのか等々によって総額が変わってきますので、まだ現段階ではそういった意味での実際の具体的な額はお示しできませんが、基本的に歳入としては交付税措置されるものと考えています。当然、いろいろな事業をしていけば、その分だけ出ていく事業費の金額が大きくなってきますが、基本的には、事業を始めるにあたってその分は交付税措置されると認識しています。

○委員 交付税措置云々については今後の話ということもあると思いますから、繰り返しになりますが、私が知りたいのは、今後、財源としてより新たに必要になるものがあるのかなのかです。そこがないのなら、別にそこについてどうこう言う必要はないと思っています。そこがあるのであれば、当然そこがあることを前提として話をしてもらわないと困りますと言っているのです。そこをご認識いただきたいのが1つです。

次に、職員の確保のことを一生懸命言っておられます。それはもちろん頑張っていたらいいと思います。そうは思いますが、そもそも、市全体としてこの事業を進めていきたいと思っている、だから職員を増やしたい、定数も増やしたい、どうですかという話が来たときに、そう簡単に議会で通るかは分からないですよ。ここにおられるのは教育次長とこども支援局長ですが、私は議会側から出させていただいているので、そのことを申し上げるのなら、議会としてこの話がそのまま、「人数が増えます。お金も増えます。とても必要です。だから職員が増えてごめんね」という話が出てきて、それがそのままぼんと通ると思ってもらったら困ります。事前にそういうこともきちんと含めて考えてもらわないといけません。児童相談所は大事だと思います。これによって市民サービスが向上することはとても重要で、そのこと自体を否定するつもりは全然ありません。ただし、だからといって、それをそのまま議会に出してきてぼんと増えるかという、それほど簡単な話ではないです。ですから、ここにおられる局長級の方々にはきちんと持って帰ってもらって、市全体の課題として、職員確保のことだけを言ってお

られますが、そういう問題ではなく、職員全体の枠の中でどうするのかという課題がまた別にあることはきっちりご認識いただきたい。それについて、次長か局長からご発言いただきたいのですが、お願いします。

○事務局 今日には確かに具体的な内容についてはお話しできていませんが、ご指摘の内容については、局内だけで解決する課題ではないと考えていますので、当然、市全体の中で考えていき、把握できた内容については随時ご報告します。当然、市議会のほうでもご議論いただく内容であることは十分認識していますので、その点は持ち帰って、局内にとどまらず、全庁的に課題共有しておきたいと考えています。

○委員 ありがとうございます。結構です。

そういう意味では、職員についてはきちんと定数の枠の中でやっていただくことが大前提だと思っています。その上で、矛盾するようなことを言うようですが、この系統の職種の方々をきちんと確保し、その方々に安心して働いていただけないことには、求められている機能をちゃんと果たすことは難しいと思うのです。この手の職種の方々でよく言われるのが、「自分の契約はこの3月末で切れることが分かっている。にもかかわらず、相談に来ている人の今後の話を一生懸命親身になって聞いている。実際には自分が今後どうやっていけるか自体が分からない。そういう状況で話は聞けない」という話です。そこはちゃんと考えるべきだと思っています。人材確保もそうですが、能力を持った人たちがいる程度安定した環境で働いていけなかったら、高い機能を果たすことはできないと思っていますので、そこについては十分考えていく必要があることを最後に指摘しておきます。

この件については以上です。

もう一つ、これは私がよく分かっていないので知りたいのですが、児童相談所の業務概要の中に里親の普及啓発が入っています。今、里親に対する支援や、里親に対する報酬的なものも一定入りますね。そのあたりのお金はどこから出ているのですか。

○事務局 現在の状況で申し上げますと、里親に対するお支払いや里親の普及啓発といった部分については、県の児童相談所のほうでしていただいている状況です。

○委員 次にお聞きしたいのは、児童相談所がこちらに来たとしたら、そのあたりのお支払いや里親に対する支援なども市の管轄になるという認識でいいのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○事務局 委員ご指摘のとおり、市に来ることになります。

○委員 普及啓発だけではなく、里親に関する業務そのものが市に下りてくるという認識でいいということですね。分かりました。

それであれば、今は、施設より家庭的環境でという話がいろいろなところで言われています。そこに対して市としてももう少し支援や協力をしていくべきだと思っ
ていることがいろいろとあるのです。そのあたりについても今後いろいろと提案していければと思っています。話を聞いて分かりました。

○会長 ○○委員がおっしゃったのは、⑥の里親の普及啓発だけではなく、④の里親委託の話ですね。里親をお願いすれば当然経費が必要になります。それは措置費になると思います。現状では、国が2分の1、措置権者が2分の1ですから、西宮市に児童相談所ができて里親委託したり施設入所させたりすることになれば、2分の1は市負担に

なり、一部を保護者の所得状況に応じて徴収する仕組みになっています。

○委員 逆に言うと、今の2分の1負担という意味でいくと、やはり財源的な負担は新たにいろいろな分野において発生すると思っておけばいいということですね。分かりました。ありがとうございました。

○会長 大部分である人件費は確かに交付税措置になるのですが、あとは義務的経費で、措置費が大部分になります。これについては、西宮子ども家庭センターのほうで現在業務をされていますので、西宮市の場合、何人ぐらいが対象になってくるかについては比較的簡単にはじき出せると思います。そのあたりも含めて、全庁的な課題として共有するとともに、議会、あるいは我々分科会ともできるだけ共有していただきたいと思っています。

○委員 自由討議的になって申し訳ありません。

繰り返しになりますが、別に児童相談所には反対していません。児童相談所は要らないと思っていないし、児童相談所を市がやることに意味がないとも思っていません。ちゃんと道筋がつけられるのであれば別にそれはそれでやればいいと思っています。

ただ、今回の報告案件でも、今のレベルで報告と言われても分からないのです。やりたいという気持ちは分かったが、具体的にどういう課題があるのか、そこをどうするのかが分からないことには、私たちとしても話のしようがないのです。ですから、事務局の皆さんも議会にこのレベルの話を持ってきたりしないでしょう。議会にこのレベルの話を持ってきたら、今言っていることをギャーギャー言われて、持って帰ってきようならという感じですよ。そういう意味では、報告案件であっても、きちんとした形で、聞かれることに対してはある程度答えられるレベルにしてから持ってくるべきではなかろうかと思っています。少し厳しいかもしれませんが、そのことはきちんと指摘しておきたいと思います。

○委員 2点あったのですが、1点は〇〇委員からかなり言っていただいたので、後で意見だけを申し上げます。

もう1点は、1点目の子ども家庭センターについてです。出産前から出産後まで切れ目なく子育てについて見ていただける機関というのはいいと思っています。この中で、虐待に至る前の、例えば鬱になって子育てができない状態になったときに、お話を聞いてあげたり早期に発見してあげたりすることは非常にいいと思います。ただ、ここでは、子育てに行き詰まった方々が子供を預かってもらって休養できることが非常に大事だと思います。子育てに関しては、相談を聞く場面はよくあるのですが、実際に母親が助かるところがなかなかなかったりします。暴力的な言葉に対しては近所の通報でしか発見のしようがありませんが、どうしても体が動かなくなって鬱になってしまった方は助けられると思います。実際に子ども家庭センターが置かれたときに、少し預かってもらってお母さんが休養して、精神的に復活して子育てできるようになることが望ましいと思いますが、そのような子育てに問題のある家庭をつながりがあるようなところに引き継ぐという形がこの中では見受けられないので、そのようなことは考えておられるのか、お伺いします。

○事務局 レスパイトのための一時的なお預かりという点では、現在、ショートステイ事業を市で実施しています。昨年度から、施設だけではなく、里親のご自宅でもお預か

りできるような形にしましたので、利用件数も非常に伸びました。今後も引き続き実施していきたいと考えています。

○委員 そういう施設が身近にあるようにするためには、一番考えられるのは民間も含めた保育所です。以前、堺市に視察に行ったのですが、民間保育所で一時預かりをされていました。この事業では、1つの保育所で1日に3人預かることを条件に市が人件費を出しています。今、ショートステイという形でやられていると思いますが、保育所にも協力いただけると、いろいろなところで預かりができるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局 保育所での一時預かりについては、公立はもちろん、民間でも行っていますので、そのあたりの充実も含めて、機能連携も含めて進めていきたいと思っています。預かりについては引き続き取組を続けて、充実も図っていききたいと考えています。

○委員 市が人件費を出して、その代わり1日3人預かれるようにするという仕組みが堺市ではありましたので、そういうことをしていくと広がっていくと思います。相談を受けるのであれば、そういう預かっていただけたところをつくっていただきたいと思っています。

それと、〇〇委員がおっしゃっていた児童相談所です。質問はしませんが、私も職員定数と財源は大きな問題だと考えています。私も以前から、児童相談所ができるのはいいが、財源的な問題と職員定数の問題があると感じていましたので、それを担保できないうちは進めることは難しいと思っていました。70~80人とおっしゃっていましたが、大幅な公立保育所の民間移管なり現業職場の民間移管がない限り70~80人という数は出てこないで、ぜひ全庁的にしっかりと明確に数字を出してやっていただきたいと思っています。

財源についても、幾らかかるかはまだ分からないという話ですが、しっかりと見ていただいて、市議会に出していただきたいと思っています。

○委員 実際に子育てされている方の中には、ホームページなどをご覧になって十分に把握できる方もいらっしゃいますが、まだまだ知らない方がたくさんおられます。いい制度がありますから、それを活用しながらお母さんが少しでも楽に子育てができるように、広報というか、もっとお母さん方に知らせていただけたらありがたいと思います。子育て中でも知らない方が非常に多いのです。子育てひろばでも、友達に聞いて初めて来られる方もいらっしゃいます。他の制度や保育所のことも含めてお母さん方へのお知らせをお願いしたいと思っています。

○事務局 ご指摘のとおり、市の子育て支援の情報が届いていない部分は確かにあると思います。SNSなどを活用しながら今後も広報周知の充実には努めていきたいと考えています。

○委員 これは私が言う立場かどうかという問題はありますが、先ほど出ましたショートステイの関係で、客観的に我々県のほうから見ますと、西宮市の取組は全県的にはかなり進んでいます。現在、県でもショートステイ事業を増やしていこうという取組を各こども家庭センターで進めているのですが、その中でも西宮市の取組はかなり先進的で、各市からもいろいろと問合せが入っているのではないかと思います。

あと、児童相談所の設置については、我々は非常に近いところにありますので、実態

をいろいろと聞いていただいたらいいと思います。財源の面や人材確保の面については、我々現場のほうで意見を言うのは難しいと思いますが、県の児童課といろいろ調整していただければと思います。

我々現場のほうとして協力できる部分は、人を確保した後の部分です。その方に実際にそういう場面で仕事をしていただくには、ある程度のノウハウ、知識・経験がすごく大事になってくると思いますので、そういったところはぜひ我々を活用していただきたいと思います。実際に今、我々のところに尼崎市の職員の方が研修生として来られて、いろいろ勉強していただいています。今後、どのタイミングになるかは分かりませんが、市の方にもお越しいただいて、一緒になって勉強していただいたらと思いますので、補足という形で発言しました。

○会 長 特に人材の問題については、確保して、その日から即戦力になるかというところが非常に難しい問題がありますので、長期的な展望の下、計画的な確保と養成をお願いしたいと思います。

報告 (2) 西宮市幼児教育・保育のあり方について

○委 員 大きく2点お聞きします。

まず、ブロックですが、19ページでブロックを示されて、14ページに各ブロックに1園設置することを基本とすると書いてあります。基本とするのは分かるのですが、例えば北部では、そもそも山口も塩瀬も現在公立園は1園しかありません。それを統合再編して認定こども園化するというのは、全体の方向性として縮小を図っていくのとは合致しないように思うのですが、そこについてのお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 あえて14ページの下段のウに公立認定こども園は各ブロックに1園設置することを基本とするが、現行施設云々と書いたのは、まさに北部の状況を踏まえてのことになります。西宮市は、南部と北部で生活圏や人口の状況が大きく異なります。特に、資料の説明で子供の数が減っていると申しましたが、その傾向については北部が非常に顕著です。もともとこの「西宮市幼児教育・保育のあり方」については、子供の数が減ってきている中で、将来を見据えた公立、私立の適正配置などの観点から、どのように施設の配置バランスを考えていくのか、もちろん公立としての役割を維持しつつ、どのように再編し、また、今後必要となる子供・教育施策に人材・財源をどう回していくのかを目的としています。その点から考えますと、北部に関しては、公立保育所がなく、公立幼稚園しかありませんので、地域の実情を踏まえながら、公立認定こども園化を進めていくというよりは、今、北部で公立園が担っている役割をどのように維持していくのか、それが公立でないに代わるのか、私立でも果たせるのか、そういったところを考えながらこの地域でのあり方を考えていきたいと思っています。非常にアバウトな言い方で申し訳ありません。

○委 員 今おっしゃっていただいた公立園でないに代わらないのか云々の部分では、例えば4ページの特別な支援を要する子供の数や割合が公立幼稚園では非常に大きな

っていることも恐らくあるだろうと思っていますし、もちろん他にもいろいろあると思います。そういう意味では、こういった課題を私立園でも担っていただけるような具体的な支援策などを講じていくことが大事だと思っていますし、そうしていくならば、もう少し私立園で担っていただけるようになっていこうと私は思っているのですが、その認識自体は正しいですか。そこを確認したいです。

○事務局 現状としまして、支援を必要とする子供や家庭については、数字で見ると公立が多くを担っています。ただ、地域によっては、まさに北部では公立保育所がありませんので、保育を必要とする家庭に関しては全て私立で担っていただいている状況があります。ですので、公立の最大のポイントとしては、最終的な砦であり、こういった子供でも受け止めていくことが公立の大きな役割の一つですから、それを北部でうまくカバーできるように体制を整えていきたいというのは委員のご指摘のとおりです。

○委員 そういうところも、結局は財源を伴う話になってくるとお思いますので、そこをきちんとやっていくことがまず第1弾だろうと思っています。私は、別に公立だろうが私立だろうが、どちらでもいいと思っていますし、保護者にとっても恐らくそこに大きな意味はないだろうと思っています。重要なことは、求められている機能をきちんと十分に果たしていただけることだと思っていますし、それをどのようにして行っていくのかを前提に考えていただきたいのです。先ほどの説明でもありましたが、ブロックに必ず1園ということにこだわる必要は全然ないと思っていますし、そこを前提に、一定意思は共有できていると思いますが、そういう前提の下で動いていただきたいと思っていることを申し上げます。

その上で、もう一つお聞きしたいのですが、今回、浜脇幼稚園と浜脇保育所を統合するという話が見えています。次にどうするのかについても令和5年度中に示す予定だという話がありました。しかし、全体のスケジュール感や全体をどのように進めていくのかがないでしょう。そこは早期に示すべきではないかと思っています。それこそ平成十何年かに民間移管計画は出てきたが、結局、民間移管はどうなったのかという状況のまま、かれこれ20年近くたつという話があったことを考えれば、私は、今回示された方向性自体は大きい方向性として一定賛同できると思っているのですが、具体的なスケジュールが示されないと、やはりこれは結局絵に描いた餅で終わってしまわないかと思っています。要するに、全体的なスケジュールを示すべきではないかというのが一つ。

もう一つは、スケジュールはあくまで流動的なものであるとしても、こういった基準の下、ある程度判定していく。例えば公立幼稚園なら2年連続で定員を割ればという話がありますね。そういった形である程度予備的・事前的にルールを定めておいて、それに則って公立園は再編縮小していくという指針を示したほうがいいのではないかと思っていますが、そこについての見解をお願いできますか。

○事務局 この3月に大きな方針を示したのですが、私も、それにいかに具体的にかつスピーディーに取り組んでいけるかが大きな肝だと考えています。その点、委員のご意見と思いは同じだと思っていますが、現時点で具体的なスケジュールをお答えできる材料がそろっていません。それについては、早期に、少なくとも今年度中には大きな絵を示したいと考えていますので、固まり次第、報告したいと思います。

○委員 分かりました。楽しみに待つことにします。

繰り返しになりますが、方向性として私は賛同しています。これは、私だけではなく、ここで議会の話を持ち込むのもあれですが、うちの会派は会派として賛同しています。だからこそ、そういう方向性のある程度担保できるもの、ある程度具体的に進めていけると思えるものを示していただきたいと思っていますので、この点、この場を借りてお願いしておきたいと思います。

○委員 昔、議会で取り上げたときに、私は、公立保育所の民間移管について、川崎市の例を持ち出しながら、保育所を再編して各地区でセンター化して、浮いた人員には地域の民間の保育所や家庭で子育てされている方々にサービスを提供していただいたらどうかと申し上げていたので、まさに今回の報告は近いものだと思っています。公立幼稚園も再編するとなっていますから、それ以上のことですね。私としても非常に賛同するところです。

また、13ページには、公立園の再編によって生み出された経営資源は、今後必要となる子供・教育施策に優先的に活用する、経営資源を生み出し、幼児教育・保育施設だけでなく、在家庭も含め、全ての子供とその家庭への支援に優先的に活用すると書かれています。まだ計画を立てるのは難しいと思いますが、具体的に考えていることがあれば教えていただけますか。

○事務局 現時点でこの施策の財源に充てるということは明言していません。少し触れていますのが、16ページの今後必要となる子供・教育施策への活用として、公立園を縮小していくことが、幼稚園・保育所サービスの低下につながるわけではなく、向上につなげたいと考えていますので、まずは、公立だけでなく、私立も含めて、市全体の質を担保・向上させていくような仕組みづくりに活用していきたいと考えています。また、本日の報告にもありました、こども家庭センターや児童相談所といった、在家庭も含めた全ての子供・家庭を支援していく取組が今後ますます必要となっていきます。妊娠期から並走して行政が支援していく伴走型支援も、こども家庭庁のスタート以前から先行して既に始まっています。妊娠期から全ての子供・家庭を支援する取組にも活用していきたいとは考えているのですが、具体的にこの施策にというところが決まっているわけではありません。

○委員 なぜこの質問をしたかという、教育・保育についての基本方針の中で、西宮市幼児教育・保育ビジョンの理念の実現とあります。これは、公立保育所・幼稚園、私立保育所・幼稚園、皆さんで話し合っただけで、今回の計画が出たときに、私立の保育所や幼稚園の方々からは、この内容についての警戒というか、どういう計画であって、ここはどうなっているのかという意見がありました。ビジョンの実現となってくると官民が一緒に進めていただきたいと思っていますので、この趣旨やもたらされる効果については、特に民間の方々にインクルーシブのノウハウを十分に伝えるとか、在家庭で子育てされている方に行政の保育士の人材を使って伝えていくとか、そういったことをしっかりと行っていくことで、不信感ではないですが、これから人口減になりますから取り合いという意識はかなり強いと思いますので、違う分野で行うものだというのをしっかりと明記していただきたいと思います。

ビジョンの実現のためにどういう形で民間の方々とコミュニケーションをとっているのかについて質問してもいいでしょうか。

○事務局 まず、「幼児教育・保育のあり方」の策定にあたっては、今その施設を利用している保護者の方、そこで働く職員、そして、西宮の幼児教育・保育を支える私立の方と、非常に関係者が多くおられます。それぞれに対してご意見をお聞きする場を設けていまして、私立園に対しては、昨年度は3～4回集まっていたいただいて協議する場を設けました。どうしても公立の再編、公立認定こども園というところにフォーカスされがちですが、我々の狙いとしては、当然再編していくこともありますが、幼児教育・保育ビジョンの理念の実現に向けて、どう質を上げていくかについても大きな取組だと考えています。そのあたり、先ほど障害のある子供への支援というお話もありましたが、例えば今、障害のある子供への支援としては、幼稚園については教育委員会が、保育所についてはこども支援局が、それぞれ判定したり、その子供に対する関わり方を検討・支援したりしており、それぞれ別々にやっています。これを、公立認定こども園を一つのきっかけとして、そのあたりの仕組みも統一できないのかとも個人的には考えています。統一できるのであれば、私立保育所・幼稚園も含めて支援を考えていけるのではないかと考えています。将来的に子供の数が減っていく中でどうしても施設数にフォーカスされがちですが、質の部分について私立園に対して市行政として何が支援できるのかを考えていきたいと思っています。

○委員 個人的には、この「あり方」がどういうバリューを生み出すかについては分かっているつもりです。ただ、私立園にとっては、一緒になってビジョンを考え合っただのに残念だという思いもありますので、ぜひわだかまりがないように進めていただきたいと思います。コミュニケーションをもう少し密にとりながら、どういう狙いがあるのかを伝えて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔午後5時27分 閉会〕